

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

## お知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、北海道から臨時特別給付金が支給されます。町では申請等の事務手続きを行います。

### 支給対象者

#### 1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の  
人への給付

- 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- 公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償な

ど）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている

※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される人も対象となります

#### ○給付額

世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

#### 2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人への給付

#### ○給付額

世帯5万円

#### 申請について

・支給対象者1.基本給付①の人は申請の必要はありません。

・支給対象者1.基本給付②③及び、2.追加給付に該当する人は申請が必要になります。

詳しくは、町のホームページ又は役場保健福祉課にお問い合わせください。

#### ■お問い合わせ

保健福祉課

福祉・子育て支援グループ

☎4-2511内線122

☆4-251104

## お知らせ

弁護士による巡回無料法律相談

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかったり、払わなくていいものを払ってしまったりするなど、守られるべき権利が守られていない事態が起きないように、町内で無料法律相談を開催します。

相談には、旭川弁護士会所属の名寄ひまわり基金法律事務所の弁護士が対応いたします。

秘密は厳守されますので、この機会にぜひご相談、ご利用ください。

※相談は、お一人様、30分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきますので、事前の連絡をお願いいたします。

す。予約の状況によってはご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

※相談時は、新型コロナウイルス対策のためマスクの着用を必ずお願いいたします。

#### ■日時

8月24日（月）

午後1時15分～17時5分

#### ■場所

公民館3階A会議室

#### ■相談担当

菊地頭太 弁護士

■主催 旭川弁護士会

■共催 下川町

■お問い合わせ・予約先 税務住民課

住民生活グループ

☎4-2511内線112

☆4-251103